



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料3

# 大規模化・協働化を通じた 効率的な事業経営・運営を促進する仕組み

---

令和2年2月  
厚生労働省

# 社会福祉連携推進法人（仮称）の 創設について

# 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

令和元年12月16日  
第24回社会保障審議会福祉  
部会 資料3

## 1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

## 3 構成員（案）（敬称略・五十音順）

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
柴 毅	日本公認会計士協会前常務理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
田中 滋	埼玉県立大学理事長	松山 幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 老施協総研運営委員会 委員長

（ ）：座長

## 4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年4月19日（金）	社会福祉法人制度の現状と課題等
（第2回）2019年5月15日（水）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月17日（月）	これまでの議論の整理等
（第4回）2019年10月29日（火）	社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度のイメージ等
（第5回）2019年11月29日（金）	関係者からのヒアリング、報告書案に関する議論等
（第6回）2019年12月10日（火）	報告書案に関する議論

本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において行う。

本検討会のほか、事業展開等に関する会計処理等について、別途公認会計士による検討会を設置。

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

## 社会福祉法人の連携・協働化の方法

### 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

### 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設 **具体的な制度内容は、次ページ**

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

### 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

## 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかなかった社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人(仮称)」を創設する。

## 社会福祉連携推進法人(仮称)

**【社員総会】** (連携法人に関する事項の決議)

↑  
連携法人の業務を執行

**【理事会】** (理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申

(社員総会、理事会は意見を尊重)

**【評議会】**

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家(社会福祉士等)等)の意見の集約)

認定・監督

都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか  
社会福祉法人と同様、事業区域等により決定

### 【連携法人の認定】

一般社団法人のうち、社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針(「社会福祉連携推進方針」(仮称))の策定等、一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定。

### 【社員の範囲】

社員は、社会福祉事業を行っている法人、その他連携業務に関する業務を行う者(社会福祉従事者養成機関等)とし、社会福祉事業を行っている法人が2以上、かつ、社員の過半数が社会福祉法人であることを必須とする。

### 【業務・活動区域】

「社会福祉連携推進方針」(仮称)に盛り込んだ連携推進業務を実施。同方針には、活動区域も規定。

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 本部事務の集約や設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付 等

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 連携法人は、上記連携推進業務以外の業務について、連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

### 【経費】

社員からの会費、業務委託費

### 【議決権】

原則1社員1議決権を有するものとし、一定の要件のもと、定款で別段の定めをすることができるものとする。ただし、社会福祉法人の議決権の総数が、総社員の議決権の過半数を占めていることが必須。

### 【代表理事】

都道府県知事等の認可が必要。

### 【合併】

連携法人の合併は認めない。

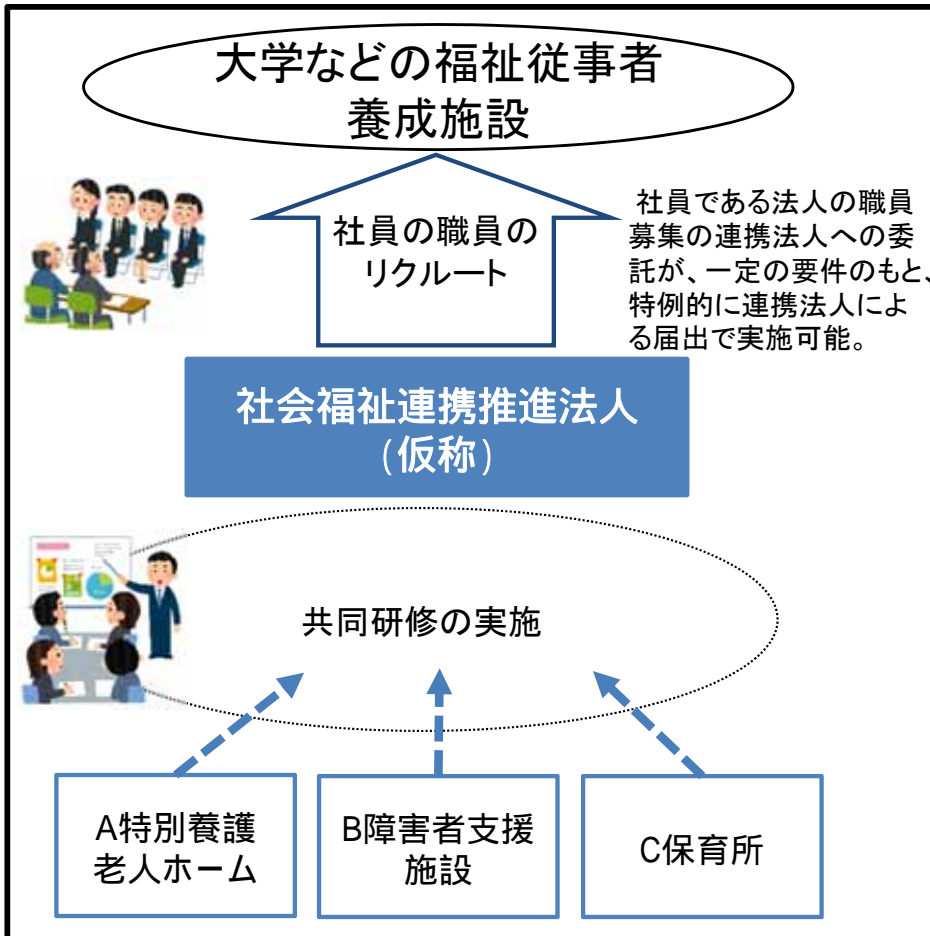
### 【地域の意見の反映】

地域関係者の意見を法人運営に反映するため、連携法人は法人内に地域の関係者等からなる評議会を設置し、評議会は法人の業務の実施状況の評価(当該評価結果については、法人に公表義務あり。)を行い、必要な場合は、社員総会及び理事会に対して、意見具申を行うことができる。また、意見具申を受けた理事会・評議員会は当該意見を尊重しなければならない。

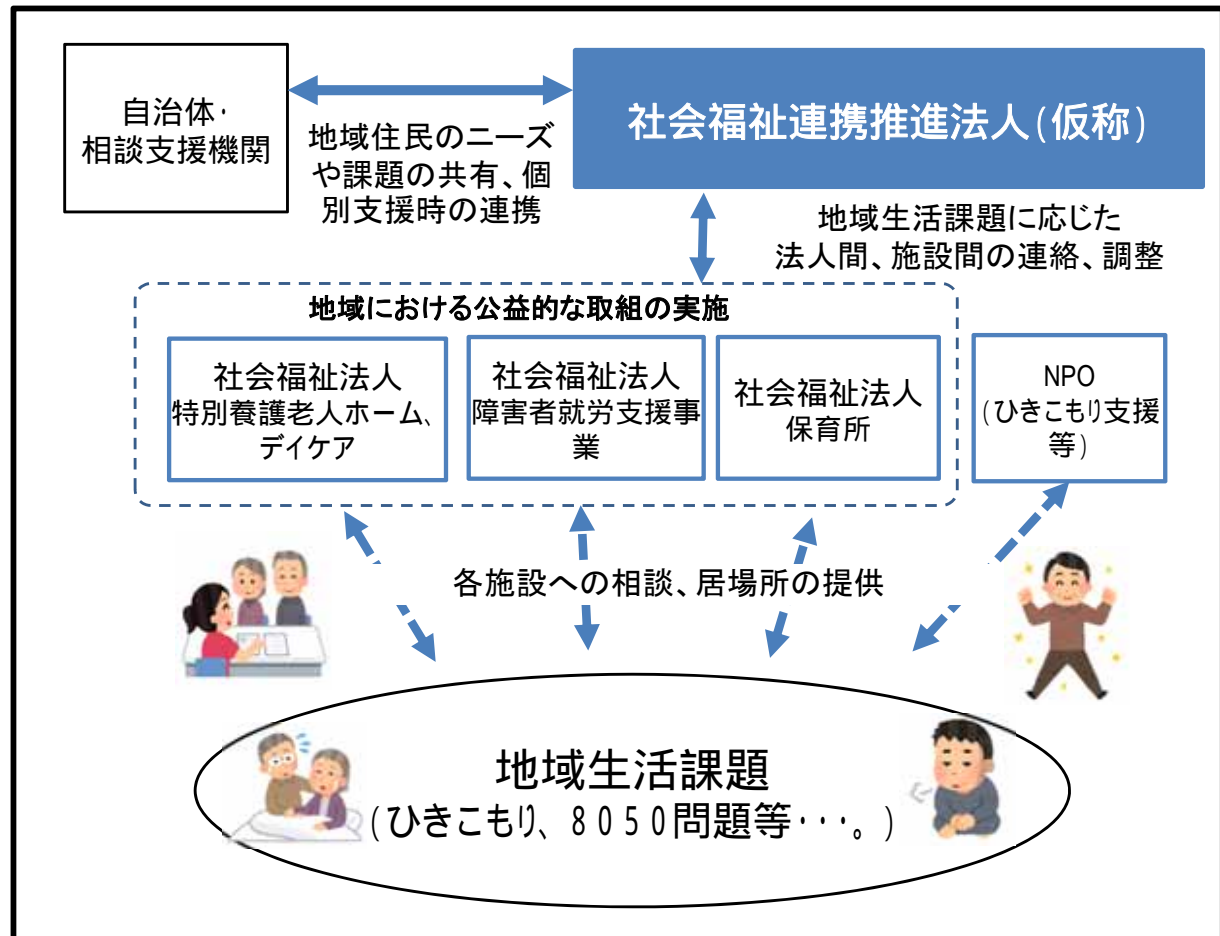
地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。

具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。



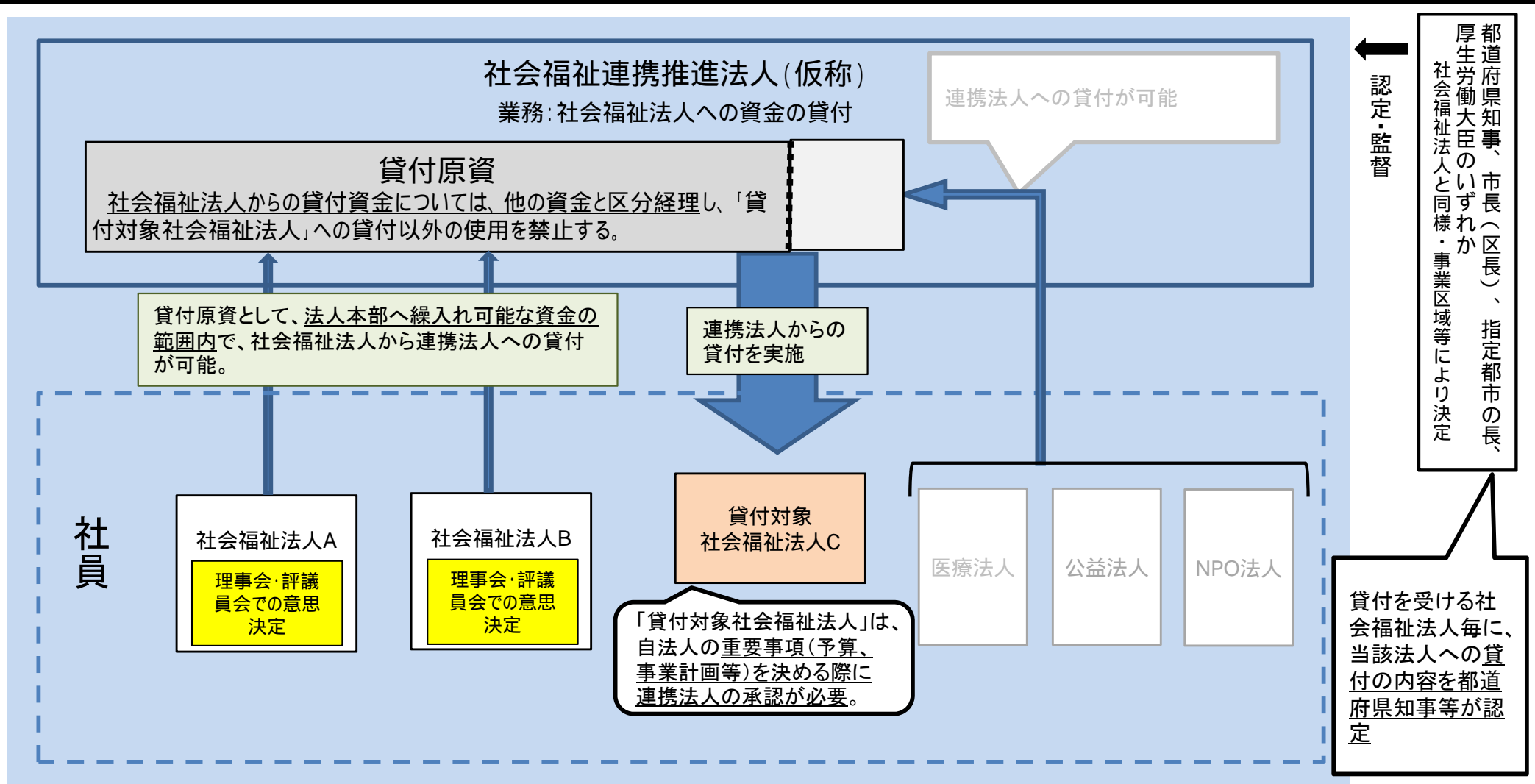
(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



社会福祉事業を安定的に行うために実施する連携法人から社会福祉法人への貸付の原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を認める。

連携法人への貸付額は、当該社会福祉法人の拠点において経常活動収支差額が黒字かつ資金不足が生じない範囲等(法人本部への繰入れ可能額)の範囲で認める。

( ) 社会福祉法人から連携法人への貸付額は、社会福祉充実財産(法人全体における「活用可能な財産」から事業に活用している財産や運転資金などの「控除対象財産」を除いたもの)においては「控除対象財産」に当たる。



( ) 地域医療連携推進法人においても、連携法人が社員(参加法人)への貸付を行う仕組みとなっている。

# (参考) 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

## 地域医療連携推進法人

**理事会**  
(理事3名以上及び監事1名以上)

連携法人の  
業務を執行

**社員総会**  
(連携法人に関する  
事項の決議)

意見具申(社員  
総会は意見を尊重)

**地域医療連携  
推進評議会**

認定・監督

都道府県知事

意見具申

都道府県医療審議会

医療連携推進区域(原則地域医療構想区域内)を定め、区域内の病院等の連携推進の方針(医療連携推進方針)を決定

医療連携推進業務等の実施

診療科(病床)再編(病床特例の適用)、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付(基金造成を含む)、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等

参加法人の統括(参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる)

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

**参加法人**  
(非営利で病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う法人)

(例)医療法人A  
病院

(例)公益法人B  
診療所

(例)NPO法人C  
介護事業所

・区域内の個人開業医  
・区域内の医療従事者養成機関  
・関係自治体 等

一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定

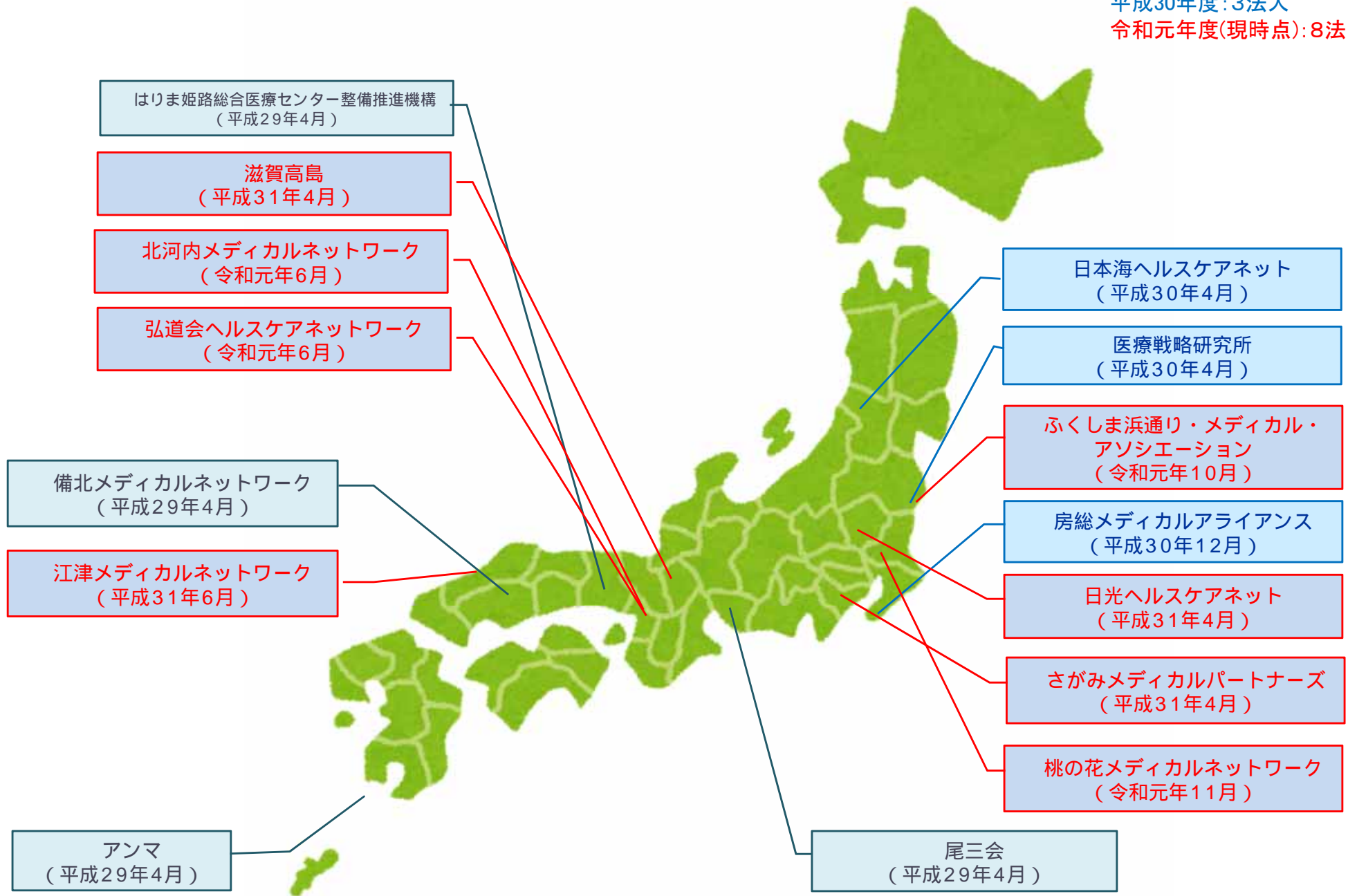
(認定基準の例)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
- ・医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
- ・参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること



# (参考) 地域医療連携推進法人の設立事例

平成29年度: 4法人  
平成30年度: 3法人  
令和元年度(現時点): 8法人



## (参考) 地域医療連携推進法人の設立事例 (設立順)

	名称 (認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の場合 は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 ( )内は病床数	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
1	尾三会 (平成29年4月2日)	愛知	名古屋市ほか (7つの構想区域の一部)	【30】 ・学校法人 ・医療法人23 ・社会福祉法人4 ・公益財団法人1 ・医療生活協同組合	藤田医科大学病院(1,435) ほか19病院、診療所、老健、特養等	・広域での高度・専門医療の提供と、地域において切れ目ない医療・介護サービスを利用できるよう高度急性期医療と地域包括ケアの連携モデルを構築し、地域医療構想の確実な実現に貢献する。
2	備北メディカルネットワーク (平成29年4月2日)	広島	備北	【4】 ・三次市 ・庄原市 ・三次地区医師会 ・日本赤十字社	市立三次中央病院(350) 庄原市立西城市民病院(54) 医師会立三次地区医療センター(150) 庄原赤十字病院(310)	・地域完結型医療の実現 ・安心かつ安全な医療提供体制の追求。 ・医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりの追求。 ・医療機関の安定的経営の追求。
3	アンマ (平成29年4月2日)	鹿児島	瀬戸内町 宇検村 (奄美構想区域の一部)	【4】 ・瀬戸内町 ・宇検村 ・医療法人 ・医療生活協同組合	瀬戸内町へき地診療所(19) 馨和会いずはら医院(19) ほか診療所、老健等	・奄美大島南部町村において、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築の実現を目指す。
4	はりま姫路総合医療センター 整備推進機構 (平成29年4月3日)	兵庫	播磨姫路	【2】 ・兵庫県 ・社会医療法人	兵庫県立姫路循環器病センター(350) 社会医療法人製鉄記念広畑病院(392)	・両病院の統合までの間、両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、統合を円滑に行い、医療圏において質の高い効率的な医療提供体制の確保を目的とする。
5	日本海ヘルスケアネット (平成30年4月1日)	山形	庄内	【9】 ・地方独法 ・地区医師会 ・地区歯科医師会 ・地区薬剤師会 ・医療法人3 ・社会福祉法人2	日本海総合病院(646) 日本海酒田リハ病院(114) 健友会本間病院(154) 山容会山容病院(220) ほか診療所、老健、特養等	・庄内地域で急速に進む少子高齢化、過疎化の中で、県が進める地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムのモデルを構築し、医療、介護、福祉等の切れ目のないサービスの継続的・安定的な提供を目指す。
6	医療戦略研究所 (平成30年4月1日)	福島	いわき	【4】 ・医療法人3 ・社会福祉法人	正風会石井脳外科眼科(48) 容雅会中村病院(140) ほか診療所、老健等	・医療介護の有機的な地域連携を実現するための組織の設立・運営・経営戦略に関する学術的な検討及び助言指導を行うことにより、医療介護福祉の発展向上に寄与する。
7	房総メディカルアライアンス (平成30年12月1日)	千葉	安房	【2】 ・南房総市 ・社会福祉法人	富山国保病院(51) 太陽会安房地域医療センター(149)	・急性期医療、リハビリテーション、介護、在宅等に途切れのない地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域の基幹病院の連携モデルを目指すことにより、地域医療構想の実現に寄与する。

	名称 (認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の 場合は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 ()内は病床数	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
8	さがみメディカルパートナーズ (平成31年4月1日)	神奈川県	県央	【5】 ・社会医療法人 ・医療法人3 ・社会福祉法人	海老名総合病院(469) 神愛会オアシス病院(158) ほか診療所、老健、特養等	・持続可能かつ地域完結型の医療介護サービス体制の充実により地域に貢献する。 ・救急医療の強化とともに、医療圏内のがん診療体制の充実を図る。 ・患者・利用者の受入体制の一元化を実現させる。
9	日光ヘルスケアネット (平成31年4月1日)	栃木	日光市 (県西構想区域の一部)	【9】 ・日光市 ・医療法人6 ・学校法人 ・公益社団法人	獨協医科大日光医療センター(199) ほか市内全8病院、市立診療所、老健等	・日光市で急速に進む人口減少、少子高齢化の中で、市内の医療機関が一体となって継続的かつ安定的な医療提供体制の維持・確保を図る。 ・地域医療構想の実現、地域包括ケアシステムの構築に寄与する
10	滋賀高島 (平成31年4月1日)	滋賀	湖西	【4】 ・高島市 ・医療法人2 ・一般財団法人	高島市民病院(210) マキノ病院(120) 近江愛隣園今津病院(80) ほか診療所	・地域包括ケアシステムのモデルを構築するとともに、地域医療構想の実現を図り、地域完結型医療の実現を目指す。
11	江津メディカルネットワーク (令和元年6月1日)	島根	江津市 (浜田構想区域の一部)	【3】 ・済生会 ・医療法人 ・市医師会	済生会江津総合病院(220) ほか診療所、老健、特養等	・済生会江津総合病院と地域の診療所等との機能分担、業務連携を推進し、効率的な医療提供体制を確保するとともに、地域医療構想の実現を図る。
12	北河内メディカルネットワーク (令和元年6月12日)	大阪	北河内	【11】 ・社会医療法人 ・医療法人9 ・学校法人	関西医科大附属病院(751)ほか15病院	・北河内医療圏における医療機関の機能分担と相互連携を推進する。 ・質の高い医療介護サービスを提供し、地域包括ケアシステムの構築に寄与する。]
13	弘道会ヘルスネットワーク (令和元年6月12日)	大阪	守口市 門真市 寝屋川市 (北河内構想区域の一部)	【3】 ・社会医療法人 ・医療法人 ・社会福祉法人	弘道会守口生野記念病院(199) ほか2病院、診療所、老健等	・各医療施設の信頼向上、相互の機能分化、連携の推進 ・安心で安全な医療、介護、福祉の環境実現 ・医療機関、介護施設の資質と信頼の向上 ・地域医療構想、地域包括ケアシステムの実現による地域社会への貢献
14	ふくしま浜通りメディカル・アソシエーション (令和元年10月1日)	福島	相双、いわき	【2】 ・医療法人 ・公益財団法人	茶畑会相馬中央病院(97) ときわ会常磐病院(240) ほか診療所、老健等	・透析医療を支える人材確保を念頭に、透析技術の標準化による質の向上を目指す連携モデルの構築
15	桃の花メディカルネットワーク (令和元年11月29日)	茨城	古河・板東	【2】 ・医療法人2	啓山会山中医院(10) つるみ脳外科 靄見脳神経外科(19)	・参加法人間の業務連携により効率的で持続可能な経営環境を実現する。 ・参加医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することによって地域医療構想の達成に貢献する。

# 介護事業者の経営効率化について

# 介護事業者の経営効率化について

質の高い介護サービスを今後も安定的に提供していくためには、法人経営の安定化や、人材や資源の有効活用が重要。

厚生労働省では、介護事業者の経営の大規模化・協働化の取組状況等を把握し、推進するための施策について、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、検討することとしている。

令和元年度、介護事業者の効率的な経営を行っている事例の調査研究（ ）を行っており、取組内容、成功要因の分析を行い、効率的な体制構築方策のガイドラインとして活用を検討しているところ。

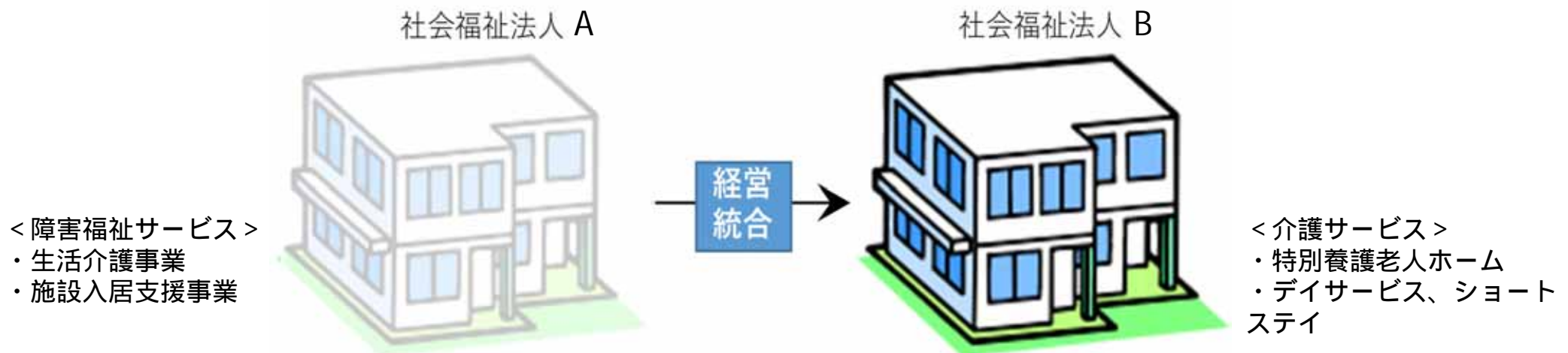
（ ）令和元年度老人保健健康増進等事業（介護サービス提供主体の経営効率化に関する調査研究事業）

経営効率化の手法	具体例
経営統合	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模法人と小規模法人との合併</li><li>・介護事業を行う法人と障害事業を行う法人との合併</li></ul>
事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"><li>・看護職員確保の難から、看護小規模多機能型居宅介護・訪問看護ステーションの医療法人への事業譲渡</li><li>・民間企業から社会福祉法人へのサービス付き高齢者向け住宅の譲渡</li></ul>
法人間連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・組合を設立し、外国人技能実習生の協働受入れ</li><li>・各法人の役員に相互に就任し、経営に外部の視点を入れるアライアンスを締結。</li></ul>

# 介護事業者の経営効率化について（経営統合）

## （事例1）異なる社会福祉事業を行う社会福祉法人同士の経営統合

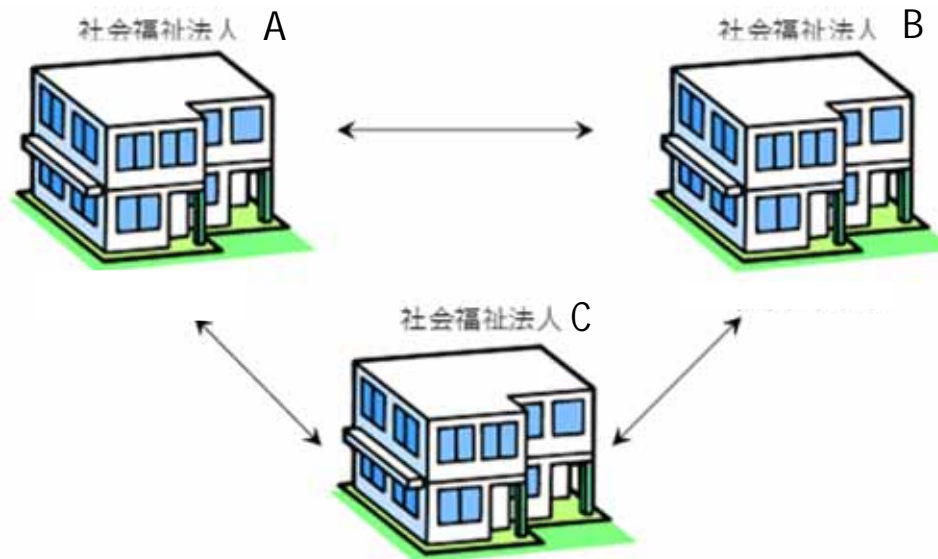
<p>経緯</p>	<p>・ 障害者支援事業を行う社会福祉法人において将来的な収益悪化の懸念があり、また合併を行う法人において多様な業種の運営による収益確保を図る観点から、異なる事業を行う法人との合併を実施。</p>
<p>取組内容・効果</p>	<p>・ 法人本部設立による事務担当職員の削減          ・ 調理機能の集約により、年間1,500万円の経費削減          ・ 配置転換による職員の柔軟なキャリア形成・退職防止          ・ 給与規定の統一          ・ 引き継いだ施設のリニューアルを行い、定員の増員、祝日を営業日に変更し年間営業日を増加させるなど経営見直しを行い、年間収益1,000万円増加</p>



# 介護事業者の経営効率化について（法人間連携）

## （事例2）3社会福祉法人のアライアンス締結

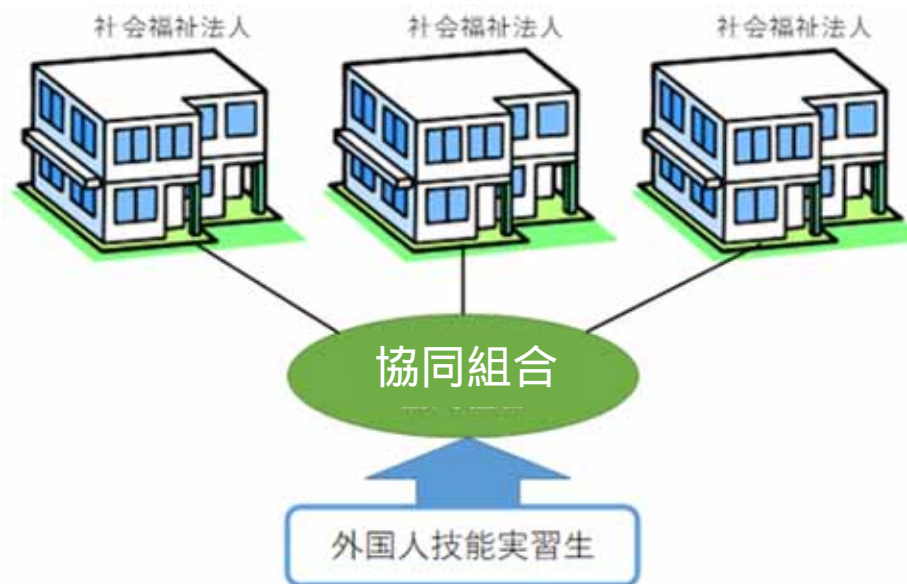
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>・ある社会福祉法人が別の社会福祉法人の先進的取組を学ばせるため職員を出向させたところ、職員の能力を伸ばすためには外部の風を入れることが必要と痛感。</li><li>・社会福祉法人が地域に根ざしていることによる組織風土や経営方針の違いがあることから、経営統合という形をとらず、異なる地域における複数社会福祉法人間でのアライアンスを締結。</li></ul>
取組内容・効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・3社会福祉法人の理事が、それぞれ他法人の外部理事、監事として相互に就任し、各法人の理事会に対面若しくはリモートで出席。</li><li>・管理職向け、中間層向けの職員研修や懇親会を合同で実施。</li><li>・財務状況を含め会計、組織運営、経費の使用状況等を共有し合い、広く経営に関する相談を実施。</li><li>・3法人がフラットな関係、アライアンス期間は2年と設定。</li></ul>



# 介護事業者の経営効率化について（（法人間連携））

（事例3）組合による外国人技能実習生の共同受入れ、消耗品の共同購入や共同研修の実施

経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>・神奈川県内の4社会福祉法人が、介護業界における人材確保につき共通の課題を解決すべく、勉強会を開始し、外国人技能実習生の受入れを行う組合を設立。</li><li>・その他組合活動も行っており、現在は民間事業者を含め13法人が加入。</li></ul>
取組内容・効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・技能実習生の受入れ（送出し国選定、面接会の企画調整、技能実習生の生活サポート）</li><li>・消耗品（おむつ、事務用品）の共同購入により、月間20%以上おむつ代削減できた法人もあった。</li><li>・共同研修（中間管理職向け、スタッフ全般向け、組合員向け）の定期開催</li></ul>





# 介護現場革新会議「パイロット事業」各自治体の取組

	宮城県	福島県	神奈川県	三重県	熊本県	横浜市	北九州市
	協同組合の活用	介護オープンラボ	AIの活用	介護助手の活用	介護の魅力発信	外国人人材の活用	ロボット・ICTの活用
業務改善	業務仕分け 課題の検証 特養 1	若手経営者による業務仕分け 特養10	業務の洗い出しと切り分け	タイムスタディ 特養 1、老健 2	業務分析 業務や課題の見える化 特養 1、老健 1	業務分析 業務の標準化・平準化・簡素化 特養 2	業務整理 特養 1
	介護助手 介護助手導入 老健 7	高齢者による介護補助・見守り		<b>介護助手の効果的な導入方法の検討</b>	介護助手の活用 特養 1、老健 1		高齢者・有償ボランティア等の活用 特養 1
	ロボットICT 協同組合によるICT等の活用 特養 1	業務仕分け結果を踏まえた効率化 特養 3 ロボット・ICT・モバイル端末等の活用	ロボット・ICTの活用 特養 3、老健 1、グループホーム 3、訪問介護 1 介護現場の実態に合わせた介護記録ソフトの共同開発 特養 2、老健 2	インカムの活用 特養 1、老健 2	ロボット・ICTの活用 特養 1、老健 1	ICTの活用 特養 2 音声入力による介護記録の作成支援	ロボット・ICTの活用 介護記録・見守りセンサー等におけるプラットフォームの活用 特養 1 ロボット等を活用した働き方等の好事例を作成 特養 4
	その他		ロボット・ICTの活用に係るセミナー		好事例横展開		効率的な勤務シフトの検討 特養 1
魅力発信	介護の魅力・イメージアップ	<b>介護オープンラボ（産学官連携）</b>	かながわ感動大賞	プロモーションビデオによる介護現場の魅力発信 教職員のイメージ改善	<b>介護職の言葉・写真による魅力発信 福祉系高校と連携した学校現場への働きかけ</b>	<b>外国語版「介護の仕事PRビデオ」作成</b> 高校生向け介護職への就職支援 介護職イメージアップ	先進的介護ワークショップ
人材確保等	<b>協同組合による共同研修、介護職員の採用・教育・定着等の取組</b>		<b>AIを活用したケアプランの点検</b> アプリを活用した研修の効率化		退職自衛官に対する福祉分野への再就職働きかけ	<b>e-ラーニングによる介護の知識・技能・日本語等習得支援</b>	<b>介護ロボットマスター育成講習</b>
その他	<b>協同組合による物品調達合理化</b>		大学と連携「音楽活動のマニュアル化」				

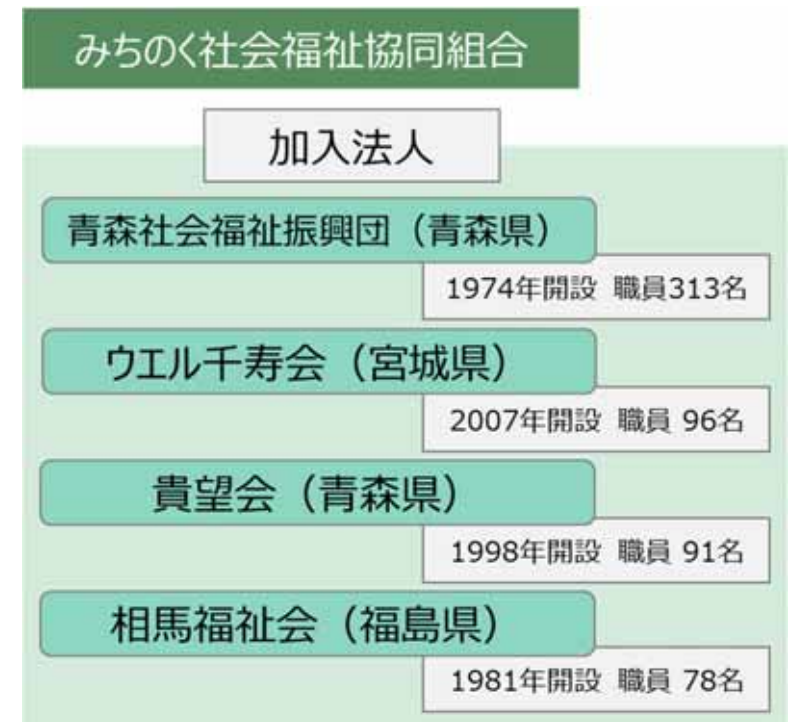
# 宮城県パイロット事業～みちのく社会福祉協同組合の取組～

みちのく社会福祉協同組合は、外国人技能実習生の受入れを目的として、規模の異なる県内外の4つの社会福祉法人により、2019年6月に設立。

協同組合として想定される取組として、物品調達や外国人技能実習生の確保、人材の有効活用等を想定し、本年度は 物品調達、 人材の有効活用を実施。

分野	品目
物品調達	・ おむつ等の消耗品、固定資産、エネルギー等の共同購入
人材育成	・ (テレビ会議システム等の利用による) 各種研修の協催 ・ 研修講師(法人職員)の相互派遣 ・ (少人数向けの) 専門性の高い研修の協同開催
外国人技能実習生	・ 外国人技能実習生の確保、受入等に関する手続き ・ 外国人技能実習生の教育
人材の有効活用	・ 専門性の高い介護職の育成 ・ 専門性の高い介護職等の相互派遣
事業継続計画	・ 災害等の緊急時における相互支援
福利厚生	・ 団体扱いによる職員向け各種保険の優遇 ・ 旅行手配や物品購入、サービス利用における団体割引サービスの利用
事務の共同化	・ 介護報酬請求、人事労務関連の事務等の共同化

協同組合として想定される取組み(例)



みちのく社会福祉協同組合の体制

# 介護現場革新の取組について

○ 介護現場革新の取組として、平成30年度にとりまとめた基本方針( )や生産性向上ガイドラインを踏まえた取組をモデル的に普及するため、本年度、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところ。

①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。

○ 令和2年度においては、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施し、法人経営の大規模化・協働化の取組の普及・展開を図る。

## 都道府県等が主体となる介護現場への全国展開 (パイロット事業の全国展開)

### ①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催

都道府県等と関係団体、有識者などで構成する会議を開催。

地域の課題(人材不足等)を議論し、その解決に向けた対応方針を策定。



### ②地域でのモデル的取組の育成

の会議において、法人の協働化等経営効率化の取組を含むモデル的取組を選定し、支援

### ③モデル的取組を地域において伝播

のモデル的取組につき、都道府県等に取組の成果を報告し、都道府県等は好事例として公表。  
モデル的取組は、法人の協働化等経営効率化に取組む地域の先進モデルとして、必要に応じてアドバイス支援等を実施し、地域における経営効率化の取組を牽引する。

